

鳥取県フレイル予防普及啓発事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県フレイル予防普及啓発事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、市町村がフレイル・認知症予防対策として実施する普及啓発の取組を支援し、もって健康寿命の延伸を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う市町村に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額に、同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（同表の第4欄に定める額を上限とし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額。）以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として補助事業実施の20日前までにまでに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ実施要領に定める様式第1号、第2号によるものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和5年7月13日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年7月19日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業の内容	市町村がフレイル・認知症予防対策として実施する普及啓発の取組
2 補助対象経費	第1欄の取組を行うために要する委託料、役務費、需用費、報償費
3 補助率	1 / 2
4 補助上限額	500千円
5 重要な変更	(1) 本補助金の増額を伴う変更 (2) 事業の内容に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

様式第1号（第4条、第7号関係）

令和 年度鳥取県フレイル予防普及啓発事業計画（報告）書

1 事業目的

2 事業内容

3 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

年 月 日

4 事業費内訳

（単位：円）

科目	金額	積算内訳

・補助対象経費のうち、県内事業者への発注が困難な理由等（該当がある場合についてのみ記載）

5 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

様式第2号（第4条、第7号関係）

令和 年度鳥取県フレイル予防普及啓発事業収支予算（決算）書

1 収入

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減額	内容
合計				

2 支出

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度決算額 (本年度予算額)	差引増減額	内容
合計				

様

職 氏 名 印

〇〇年度鳥取県フレイル予防普及啓発事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県フレイル予防普及啓発事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県フレイル予防普及啓発事業補助金交付要綱（令和5年〇月〇日付〇〇第〇〇号福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。